

小田原市インターンシップ実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、小田原市（以下「市」という。）が受け入れる学生のインターンシップ制度に関し必要な事項を定める。

(インターンシップの目的)

第2条 インターンシップは、学生に対して市における就業体験の機会を提供することにより、学生の職業意識の向上や市政に対する理解を深めることを目的とする。

(実習生の受入手続)

第3条 教育機関は、その教育の一環として市における学生のインターンシップ（以下「実習」という。）を希望するときは、市に対して小田原市インターンシップエントリーシート（様式第1号）及び小田原市インターンシップエントリーシート（様式第2号）により実習の申込みを行うものとする。

2 市は、教育機関から実習の申込みがあったときは、次に掲げる事項に留意して、受入れの可否を検討する。

(1) 希望する実習の内容が市の業務に適していること。

(2) 希望する実習を行うに当たり、市が行う業務に支障がないこと。

3 市は、受入れの可否及び受入れをする所属を決定し、その旨を教育機関に通知する。

(報酬等)

第4条 市は、実習の受入れを決定した学生（以下「実習生」という。）に対して、報酬、手当、旅費その他一切の金品を支給しない。

(実習生の身分)

第5条 実習生は、教育機関の学生としての身分を有し、市職員としての身分を有しない。

(実習に専念する義務)

第6条 実習生は、実習時間中は、市職員の指示に従い実習に専念しなければならない。

(信用失墜行為の禁止)

第7条 実習生は、市の信用を傷つけ、又は不名誉となる行為をしてはならない。

(守秘義務)

第8条 実習生は、実習の期間中に知り得た秘密を漏らしてはならない。また、実習の終了

後も、同様とする。

- 2 実習生は、知り得た秘密に係る報告又は論文を書いてはならない。
- 3 実習生は、実習の成果として論文等を外部に発表しようとするときは、あらかじめ市の承認を得るものとする。

(実習中における自己責任等)

第9条 教育機関及び実習生は、実習の期間中の事故等に備えて、傷害保険及び賠償責任保険に加入し、実習中における事故等については、自らの責任において対応しなければならない。

- 2 実習生が故意又は過失により市に損害を与えたときは、教育機関及び実習生は、市に対しその損害を賠償しなければならない。
- 3 実習生が第三者に与えた損害については、市は一切の責任を負わない。
- 4 実習生が第三者に与えた損害等により、市が第三者に対し損害賠償の責を負った場合は、教育機関及び実習生は、連帯して当該賠償により市が被った損害の賠償の補填をしなければならない。

(誓約)

第10条 実習生は、第6条から前条までの規定を遵守することを誓約するため、市に対して誓約書(様式第3号)により誓約書を実習開始前までに提出しなければならない。

(中止)

第11条 市は、実習生がこの要綱に定める事項に違反したとき又は実習の実施を継続しがたい理由が生じたときは、実習を中止することができる。

(証明)

第12条 市は、教育機関が実習生の実習内容等について証明を求めたときは、これを行うものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、実習に関して必要な事項は、市と教育機関が協議の上別途定めるものとする。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。